

Ⅲ 手続委託型輸出物品販売場制度

1 手続委託型輸出物品販売場制度の概要

(手続委託型輸出物品販売場制度の概要)

問67 手続委託型輸出物品販売場制度の概要を教えてください。

【答】

手続委託型輸出物品販売場制度とは、商店街、ショッピングセンター及びテナントビル等の特定商業施設内において、免税販売手続を免税手続カウンター（他の事業者が経営する販売場における免税販売手続の代理をしようとする事業者が、その代理を行うための施設設備をいいます。）を設置する事業者が代理させることができる制度です（消令18の2②④⑤⑥）。

「手続委託型輸出物品販売場」とは、免税手続カウンターにおいてのみ免税販売手続が行われる輸出物品販売場をいいます（消令18の2②二）。

特定商業施設内に免税手続カウンターを設置して他の事業者が経営する販売場の免税販売手続の代理をしようとする事業者は、「承認免税手続事業者」として納税地の所轄税務署長の承認を受ける必要があります（消令18の2⑦⑧）（問81、82参照）。

なお、一の手続委託型輸出物品販売場が免税販売手続を代理させることができるのは、一の承認免税手続事業者に限られます（消令18の2②二）。

(特定商業施設の意義)

問68 「特定商業施設」について教えてください。

【答】

「特定商業施設」とは、次の①から④までの販売場の区分に応じた地区、地域又は施設をいいます（消令18の2④）。

販売場の区分		特定商業施設	例
①	商店街振興組合法第2条第1項に規定する商店街振興組合の定款に定められた地区に所在する販売場（当該商店街振興組合の組合員が経営する販売場に限りませう。）	当該地区	商店街
②	中小企業等協同組合法第3条第1号に規定する事業協同組合の定款に定められた地区に所在する事業者が近接して事業を営む地域であって、その大部分に一の商店街が形成されている地域に所在する販売場（当該事業協同組合の組合員が経営する販売場に限りませう。）	当該地域	

販売場の区分		特定商業施設	例
③	大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する大規模小売店舗内にある販売場	当該大規模小売店舗	ショッピングセンター等
④	一棟の建物内にある販売場（③に該当するものを除きます。）	当該一棟の建物	テナントビル等

※ ①又は②の地区又は地域（以下「地区等」といいます。）については、当該地区等と次に掲げる場所を併せて「一の特定商業施設」とすることができます（消令18の2⑥）。

イ 当該地区等に隣接する他の地区等（当該隣接する他の地区等に隣接する他の地区等を含みます。）（問73参照）

ロ 当該地区等を管轄する税務署の管轄区域内に所在し、かつ、当該地区等に近接している他の地区等（問74参照）

（商店街振興組合の定款に定められた地区）

問69 特定商業施設となる「商店街振興組合法第2条第1項に規定する商店街振興組合の定款に定められた地区」について教えてください。

【答】

商店街振興組合とは、商店街振興組合法第2条第1項に規定する商店街振興組合をいいます。

同法第6条では、商店街振興組合の地区は、小売商業又はサービス業に属する事業を営む者の30人以上が近接してその事業を営む市（特別区を含みます。）の区域に属する地域であって、その大部分に商店街が形成されているものとされています。

商店街振興組合の地区は、商店街振興組合の定款に記載することとされており、定款に記載された地区が特定商業施設に該当します。

※ 手続委託型輸出物品販売場の許可の対象となる販売場は、商店街振興組合の組合員が経営する販売場に限定されています。

（事業協同組合における一の商店街が形成されている地域）

問70 特定商業施設となる「中小企業等協同組合法第3条第1号に規定する事業協同組合の定款に定められた地区に所在する事業者が近接して事業を営む地域であって、その大部分に一の商店街が形成されている地域」について教えてください。

【答】

事業協同組合とは、中小企業等協同組合法第3条第1号に規定する事業協同組合をいい、事業協同組合の地区は、その組合の定款に記載することとされています。

この定款で定められた地区に所在する事業者が近接してその事業を営む地域であって、

その大部分に一の商店街が形成されている地域が特定商業施設に該当します。

※ 手続委託型輸出物品販売場の許可の対象となる販売場は、事業協同組合の組合員が経営する販売場に限定されています。

(大規模小売店舗)

問71 特定商業施設となる「大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する大規模小売店舗」について教えてください。

【答】

「大規模小売店舗」とは、大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する大規模小売店舗をいい、一の建物(一の建物として大規模小売店舗立地法施行令で定めるものを含みます。)であって、その建物内の店舗面積の合計が一定の基準面積を超えるものとされています。

(一棟の建物)

問72 特定商業施設となる「一棟の建物」について教えてください。

【答】

「一棟の建物」とは、不動産登記上、一棟の建物として登記されている建物をいいます。
※ 大規模小売店舗(問71参照)に該当するものは除かれます。

(隣接する商店街の地区等)

問73 隣接する商店街の地区等を一の特定商業施設とすることができる「当該地区等に隣接する他の地区等」について教えてください。

【答】

「当該地区等に隣接する他の地区等」とは、その商店街の地区等に隣接する他の商店街の地区等をいい、それらの商店街の地区等の境界が接している場合のほか、それらの商店街が道路等を挟んで接している場合が該当します。

それらの商店街の地区等が隣接する場合、それらの商店街を一の特定商業施設として手続委託型輸出物品販売場制度に係る規定を適用することができます(消令18の2⑥一)。

なお、上記の他の商店街の地区等に隣接する他の商店街の地区等を含めて、一の特定商業施設とすることができます。

(近接する商店街の地区等)

問74 近接する商店街の地区等を一の特定商業施設とすることができる「当該地区等を管轄する税務署の管轄区域内に所在し、かつ、当該地区等に近接している他の地区等」について教えてください。

【答】

「当該地区等を管轄する税務署の管轄区域内に所在し、かつ、当該地区等に近接している他の地区等」とは、その商店街の地区等と同一の税務署の管轄区域内に所在する商店街の地区等であって、その商店街の地区等に近接する他の商店街の地区等をいいます。

複数の商店街の地区等が同一の税務署の管轄区域内にあり、近接する場合には、それらの商店街を一の特定商業施設として手続委託型輸出物品販売場制度に係る規定を適用することができます（消令18の2⑥二）。